

令和3年4月9日

玉川中学校2・3年生保護者様

草津市立玉川中学校
校長 江竜 眞司

自転車通学許可更新願の提出について

陽春の候、保護者様には益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、平成28年から滋賀県では、『滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』第14条により、自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。また、周知のとおり平成30年度より学校管理下における自転車利用に関して、ヘルメットの着用を義務付けています。

保護者の皆様には同条例第10条のとおり、自転車の乗り方指導やヘルメット着用等、お子様への自転車交通安全教育を行っていただきますよう、ご協力をお願いします。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、自転車通学を希望されるご家庭におかれましては、下記の事項を再度確認いただき、許可更新願の提出をお願いします。提出期限は4月19日(月)といたします。

記

1. 通学に使用する自転車は

- ①本校のステッカー（自転車通学許可証）が貼ってあること。
- ②改造しないこと。
- ③ブレーキがよく効くものであること。
- ④ライトがつくこと。
- ⑤防犯登録がしてあること。
- ⑥二重ロックが望ましい。
- ⑦両脚スタンドであること。

2. 守るべき交通マナーやルールは

- ①複数台での並進をしない。
- ②二人乗りをしない。
- ③傘さし運転をしない。
- ④信号を守る。
- ⑤スピードを出しすぎない。
- ⑥安全確認をしっかりとる。
- ⑦危険な運転をしない。
- ⑧駐輪場では定められた場所にとめる。
- ⑨ヘルメットを着用する。

----- キリトリセン -----

玉川中学校長 様

令和3年度

自転車通学の更新許可願

- <約束> ○私は交通ルールおよび玉川中学校自転車通学の決まりを守ります。
○自転車賠償責任保険に加入します。

上記約束を守って、安全に通学します。
もし約束を守れない場合は、徒歩で通学します。

自転車ステッカー番号

年 組 番生徒名

番

保護者名

印

*自転車の乗り換え等によるステッカーの再発行は、ステッカー代100円をご負担ください。